

2006(平成18)年度

入 学 試 験 問 題

民 事 法

<民法・商法・民事訴訟法>

【注 意 事 項】

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 3ページから5ページに問題を掲載しています。試験開始後、そのページを確認し、落丁または不鮮明なものがあれば直ちに申し出てください。
- 3 解答用紙は3枚です。すべての解答用紙に受験番号、氏名、科目名、研究科名、専攻名を記入してください。
- 4 解答は、科目ごとに所定の解答用紙1枚に記入してください(裏面も使用可)。
- 5 試験問題の内容等について質問がある場合は、手をあげてください。
- 6 問題冊子の余白等は、適宜利用して構いません。
- 7 試験時間は、150分です。
- 8 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

民 法 E

以下のような事実関係があるとする。

1. 2000年4月1日、A社はノンバンクB社に対して、営業資金として1000万円の融資を受けたい旨、申し込んだ。B社は、A社の信用に不安を感じたため、A社の経営者である甲の個人保証を求めるとともに、関連企業による支援を要請した。なお、A社は実質的には甲が単独で経営するいわゆる個人企業である。
2. 2000年5月1日、A社の取引先C社の実質的経営者で、甲の叔父でもある乙によって、B社に対して「念書：A社に対するご支援のお願いについて」と題する文書が差し入れられた。これによってB社は1000万円の融資を実行した。
3. 「念書：A社に対するご支援のお願いについて」には、「貴社からA社が借り受けた借入金及び、これに附帯する一切の債務について、乙は、同社をして約定書の各条項を誠実に遵守させます。」との文言が記載されている。
4. 2001年5月1日、弁済期日が到来したが、A社による弁済がなされないため、再度、甲および乙、それにB社の担当支店長及び融資責任者による話し合いがもたれた。その場で、乙は「叔父として、必ず自分が責任をとる」と述べた。C社の業績は堅調であり、乙に個人資産もあったので、B社としてはそれ以上、直ちにA社に対する法的な対応をとらなかった。また、乙あるいはC社と特に新たな文書を取り交わすこともしなかった。
- その後、乙はA社に対する経営上の助言などをするとともに、A社に対するC社の売掛金のうち、100万円を免除するなどの対応を行った。
5. 2001年10月1日、A社は自己破産を申請して、事実上倒産した。また、同時に甲も自己破産を申請した。

この場合、B社と乙との関係は、法的にはどのように評価することが可能であるか。考えられる法律構成を示した上で、その当否について論じなさい。

商 法 E

以下の文を読んで設間に答えなさい。

建設業を営むA株式会社(資本金1億円)の代表取締役Yは、甲市の新庁舎建設工事受注の便宜を図ってもらうため、甲市の市長乙に対して、A株式会社の資産である500万円を独断で贈与した。その結果、A株式会社は、公共工事の受注に成功し、3億円の利益をあげたが、右現金の授受が発覚し、Yは贈賄罪で有罪判決を受けた。

A株式会社の株主Xは、Yに対して、商法266条1項5号に基づき、YがA株式会社に与えた500万円の損害の賠償を求める株主代表訴訟を提起した。

【設問】

本件代表訴訟において、Yの立場からいかなる抗弁を主張するか、考えられるものを簡潔に挙げた上で、それに対する裁判官としての判断を論じなさい。ただし、Xは代表訴訟の当事者適格を有しているものとする。

民事訴訟法 E

- (1) 訴えの種類を挙げ、訴えと請求とはどのように関わっているかを説明しなさい。
- (2) Yは、勤めていた学校を退職し、書籍店を開業したが、そのさい、Xから金500万円を借り受け、Yの友人Zが連帯保証人となった。期限が来てもYは借受金の返済ができなかつたので、Xは、YとZを被告として訴えを提起し、各自に元利合計金550万円の支払いを命ずる判決を求めた。
- (a) 口頭弁論において、Yは、Xからさらに3年間は期限を猶予してもらったと主張し、Zは、「連帯保証とはどんなことが全く分からないまま契約書に署名捺印してしまった」と主張したが、期限の猶予については主張しなかつた。証拠調べの結果、裁判所は、期限の猶予があつたことを認め、連帯保証契約についての錯誤はなかつたと判断する場合、どのように判決することになるか。
- (b) YとZの双方に対するX勝訴の判決が確定し、ZがXに550万円を支払って、Yに対して求償請求の訴えを提起したとする。この訴訟において、Yは、X・Y間の消費貸借契約はYから代理権を与えられていないAがYの代理人として勝手に締結したものであると主張した。裁判所は、これを認めてYを勝訴させることができるか。